

事務連絡
令和7年11月7日

都道府県医師会
担当事務局 御中

日本医師会健康医療第二課

予防接種事務のデジタル化に係る担当理事連絡協議会の開催予定について

現在、国は予防接種法の改正を受け、令和8年6月に施行される予防接種に関する事務のデジタル化に向けた準備を進めています。デジタル化とは、予診票と予診票への接種記録の記入、請求処理を電子システムにより実施する仕組みですが、本会からの厚生労働省に対する強い要請により、全国一斉に全ての業務をデジタル化するのではなく、地域の実情に応じて進められることとなっております。

デジタル化に当たっては、医療機関及び主として郡市区医師会においても対応が求められることから、今般、本会では、デジタル化に基づく事務フロー及び従来の紙による予診票で事務を行う場合の事務フローの共有、集合契約の概要等について情報共有することを目的として、本年12月1日（予定）にWeb会議形式にて予防接種担当理事連絡協議会を開催することを予定しております。

当該協議会開催詳細については、確定次第、改めてご案内させていただきます。

また、事前のご意見・ご質問フォームの開設も予定しておりますので、当該協議会の詳細と併せてご案内させていただきます。

なお、厚生労働省においては、各自治体において、デジタル化の移行時期の判断及び準備を円滑に進めていただくことを目的として、各自治体の予防接種行政に携わる方を対象に、本年11月10日（月）に「予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会（第6回）」が開催されるとの情報提供を受けていることを申し添えさせていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会に情報共有いただきますようお願い申し上げます。

【参考資料】

●2025年11月6日 予防接種・感染症危機管理対策委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課 資料（一部抜粋）



予防接種事務デジタル化とは

紙の予診票と予診票への接種記録の記入、請求処理を電子で実施する仕組み



医療機関では、オンライン資格確認等システムにより、対象者確認を実施することができ、住民がマイナポータル上で入力した予診票を医療機関内の端末（タブレットやパソコン）で確認し、予防接種を行います。



接種記録の入力を行うことで、そのままオンラインで費用請求することができます。

※デジタル予診票を紙に打ち出すことや、従来どおり紙の予診票での接種、予診票による請求を続けていただくこともできます

将来的に予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット

予防接種事務デジタル化が進展することにより、利用者及び関係者にとって以下の効果が期待されます。

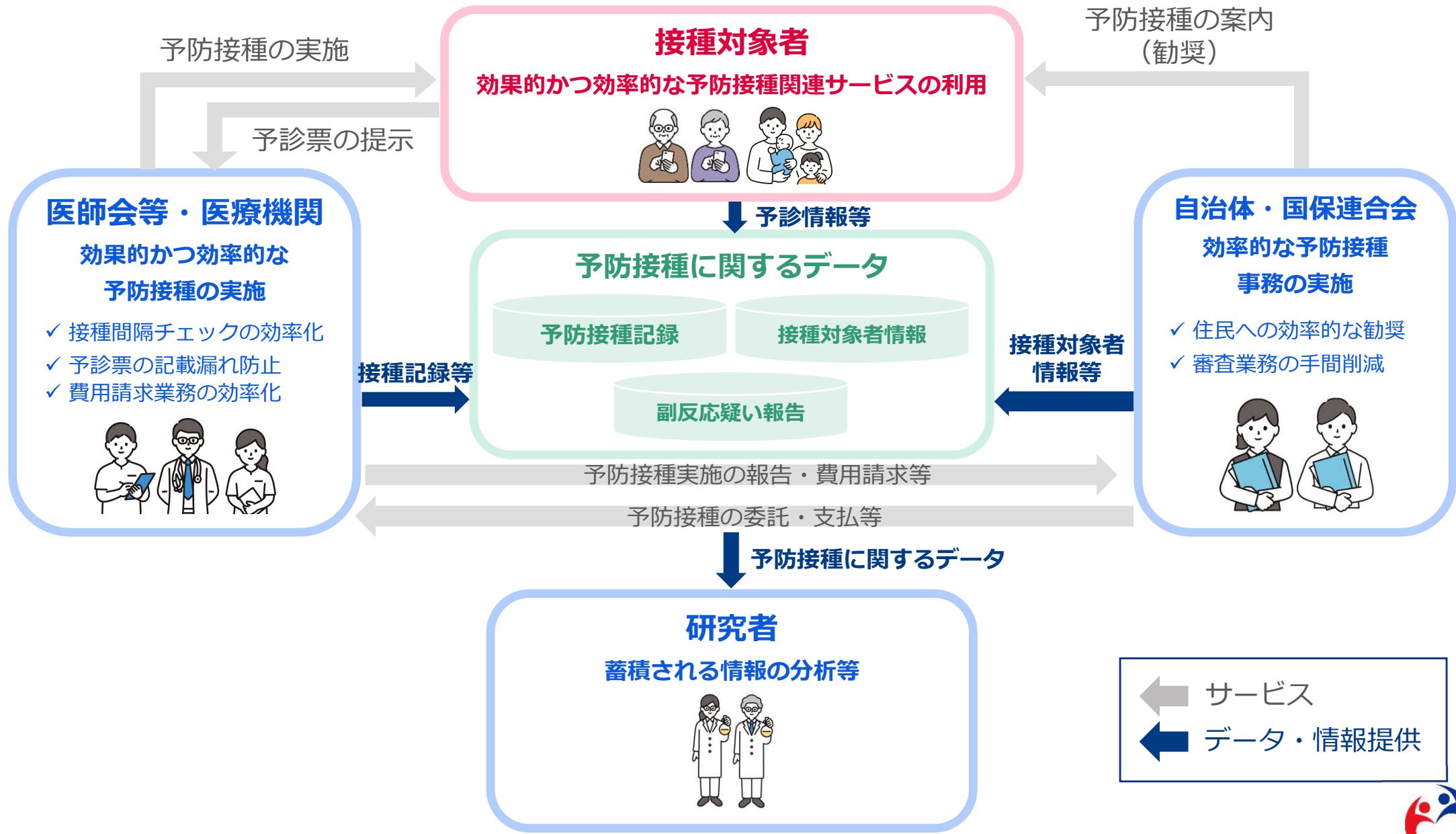
① 自治体・医師会等協力団体・
医療機関の業務効率化

予防接種事務
デジタル化に
期待される効果

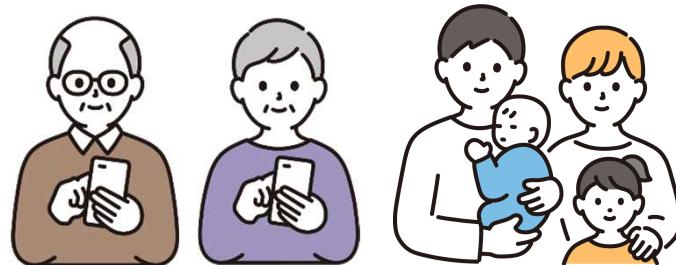
② 住民の利便性向上

③ データ利活用による
ワクチンの有効性・安全性の向上

予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット



デジタル化でここが変わります！



複数ワクチンの予診票へ楽々入力！
さらに住所などは自動入力



子どもの接種歴が自動反映され
いつ何を打てばいいかを自動表示

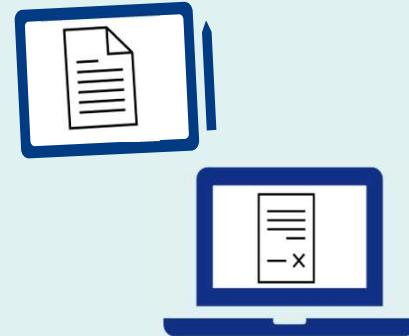


何枚もの予診票の記入は不要
デジタル予診票なら
引継ぎ機能・自動入力で楽々
入力！

ワクチンごとに接種時期や間隔が
異なるためスケジュール管理が大変...
マイナポータルを見れば簡単に！
接種記録をいつでも確認できる！

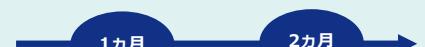


接種実績の集計や報告が自動化！



接種記録を取りまとめるのは手間...
接種記録を登録すれば自動で請求！

間違い接種防止のための
ワーニング機能あり



過去の接種実績から接種間隔を
自動でチェック！

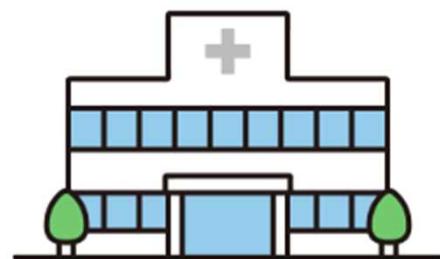
マイナンバーカードによる
オンライン資格確認により、
紙の予診票でも接種情報の取得
が可能です。

地域の実情に応じて、これまでどおりの業務で 継続することも可能です！

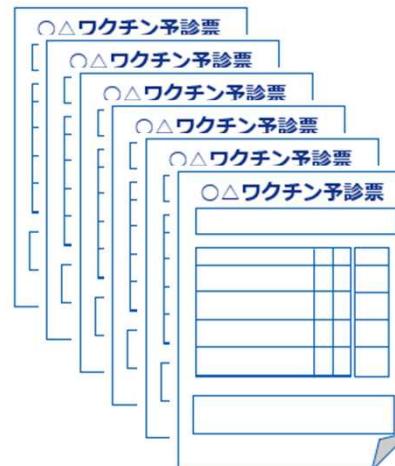
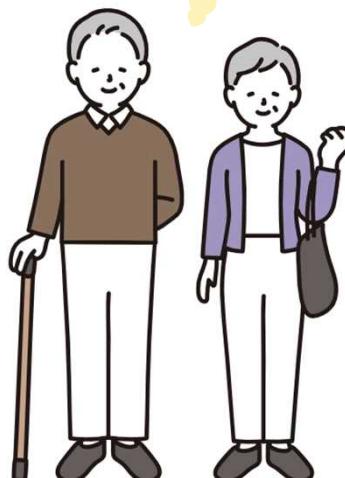
(自治体と医師会等、医療機関の取り決めによります)



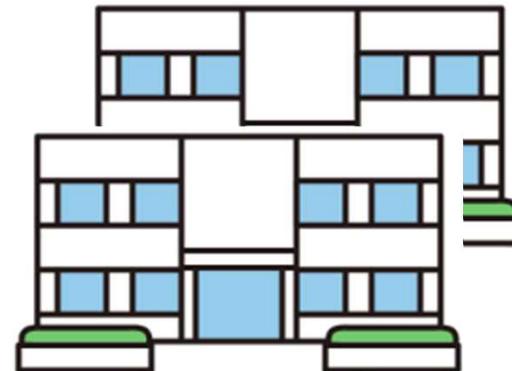
医療機関



紙の予診票も変わらず
使って、安心ね



自治体・医師会等

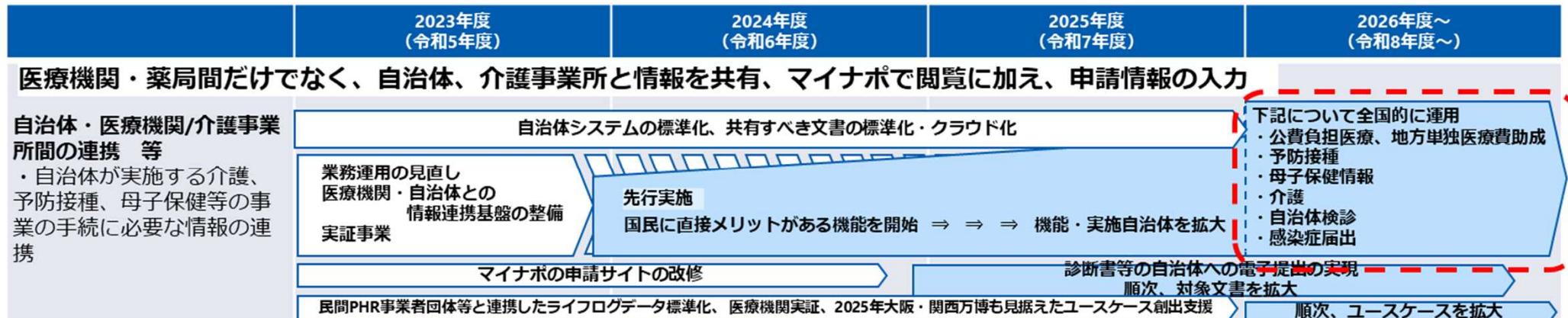


とりまとめた紙の予診票は、これまでどおり自治体または
入力業務を請け負う医師会等に送付することができます（※）

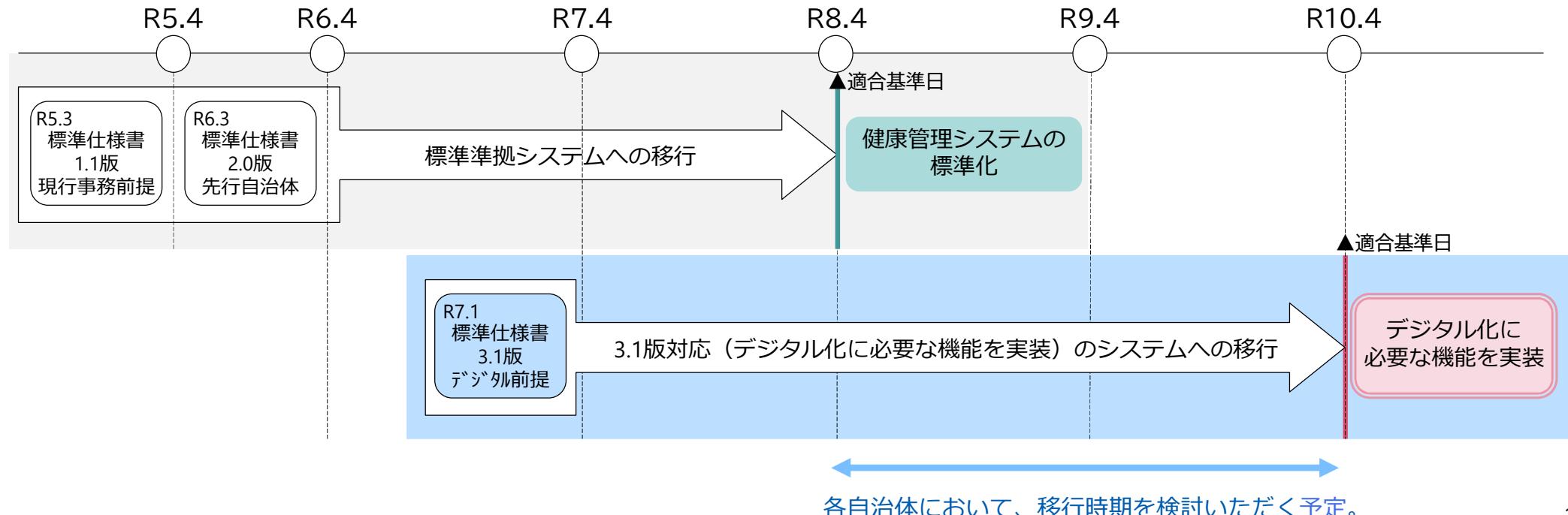
※ 詳細の方法は、自治体と医師会等の団体並びに医療機関等との取り決めによりますので、
自治体にご相談ください

予防接種事務デジタル化の全国展開に向けたスケジュール

- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）（抜粋）



- 見直し後のスケジュール



令和8年6月からの予防接種デジタル化の方針等について

(令和8年6月からのデジタル化の方針について)

- 今夏に収集した自治体から提出された事業計画書等を踏まえ、令和8年度にデジタル化を開始する自治体数は、22自治体となる見込みです（令和7年10月31日現在）。

※自治体名取扱注意

(北海道) 根室市、蘭越町、新十津川町、猿払村	(岩手県) 久慈市	(宮城県) 蔵王町
(秋田県) 鹿角市、にかほ市	(山形県) 米沢市、金山町	(福島県) 只見町
(埼玉県) 本庄市	(千葉県) 香取市	(東京都) 東村山市
(愛媛県) 西条市	(長崎県) 波佐見町、諫早市	(新潟県) 小千谷市
		(広島県) 三原市
		計22自治体

- 厚生労働省において、令和8年度にデジタル化を開始する自治体に対し、早期開始のインセンティブとして、伴走支援による各種サポートを行う予定です。
- これらの自治体においては、まずは住民が積極的にデジタル予診票を使っていただけると想定されるA類から開始していただくなど、医療機関において負担の少ない方法での導入を図ることとする方針です。
- 令和8年度から開始する23自治体の取組について、該当都道府県医師会・郡市区医師会の皆様におかれでは、円滑な実施にご協力をお願いします。

(周知・広報について)

- 今般、医療機関向けに予防接種事務デジタル化の概要及び院内における予防接種デジタルの事務フローをご説明するための資材として動画を作成し、厚生労働省ホームページに掲載しました。本日、ご紹介させていただきます。

デジタル化対応予防接種委託契約（集合契約）と新型コロナ予防接種委託契約（集合契約）の主な違い

- デジタル化に伴い、風しん5期や新型コロナウイルスに係る予防接種委託契約と同様、全国の医療機関と全国の自治体間で、予防接種委託契約の集合契約を締結します。
- 集合契約を締結することにより、里帰り出産等により、やむを得ず住所地外接種が必要となる場合には、事前申請等の現在の手続きが不要となります。

※ただし、住所地外接種の開始は、令和10年度からを予定

- 今般のデジタル化における集合契約と、新型コロナウイルスに係る集合契約との主な違いは以下のとおりです。

契約	デジタル化対応予防接種に係る委託契約	新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約
締結主体	(医療機関側) 日本医師会・都道府県 (自治体側) <u>厚生労働省</u>	(医療機関側) 日本医師会・都道府県 (自治体側) 全国知事会
対象予防接種	定期接種、任意接種、臨時接種	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（特例臨時接種）
ワクチン	従来どおり医師会・自治体との契約・取り決め等に基づき決定。 個々の医療機関において、取り扱うワクチンを選択可能。	新型コロナウイルスワクチン
委託料等	従来どおり医師会・自治体との契約・取り決め等に基づき決定。 (R10年度以降の住所地外接種の場合、住民の住所地の自治体の委託料を基本とする)	委託料は全国一律
請求及び支払	医療機関は、予予・請求システムに接種記録情報を電子的な方法により登録することで市区町村に請求を行う。 ※ただし、 <u>入力について医師会へ委託することや当該住民の住所地の自治体に直接送付することで請求することも可</u> としている	月ごとに取りまとめの上、請求書と予診票を提出して請求を行う。
再委託の考え方	委託業務のうち、 <u>予予・請求システムへの入力業務は再委託可</u>	全ての委託業務※は再委託禁止 ※接種対象者の確認、予診、ワクチンの接種、その他本定期接種を行うために必要な業務

※ なお、上記以外に委任状の提出・承認、脱退等に伴う契約主体の変更については、集合契約システム上で対応できるようになるため、委託代理人である日本医師会等による手続きは不要となる

予防接種委託契約（集合契約）に係る事務手続きについて【ご依頼】

- 本年12月以降、集合契約システムがリリースされ、順次、各主体へのアカウント発行を開始いたします。
- このため、
 - ①予防接種事務デジタル化の概要
 - ②都道府県医師会、郡市区医師会、医療機関におけるアカウント発行のための必要な情報の登録手続き 等について、11月中（日程調整中）に都道府県・郡市区医師会向けにご説明をさせていただきます。

令和8年度に向けた対応

